

# 幼児期の学校教育・保育について

豊橋市

# 就学前児童の現状

## ■施設数、定員

	施設数	定員
幼稚園	28	6,860
保育所	57	8,390
計	85	15,250

認定こども園2園を含む

## ■児童数、就園状況

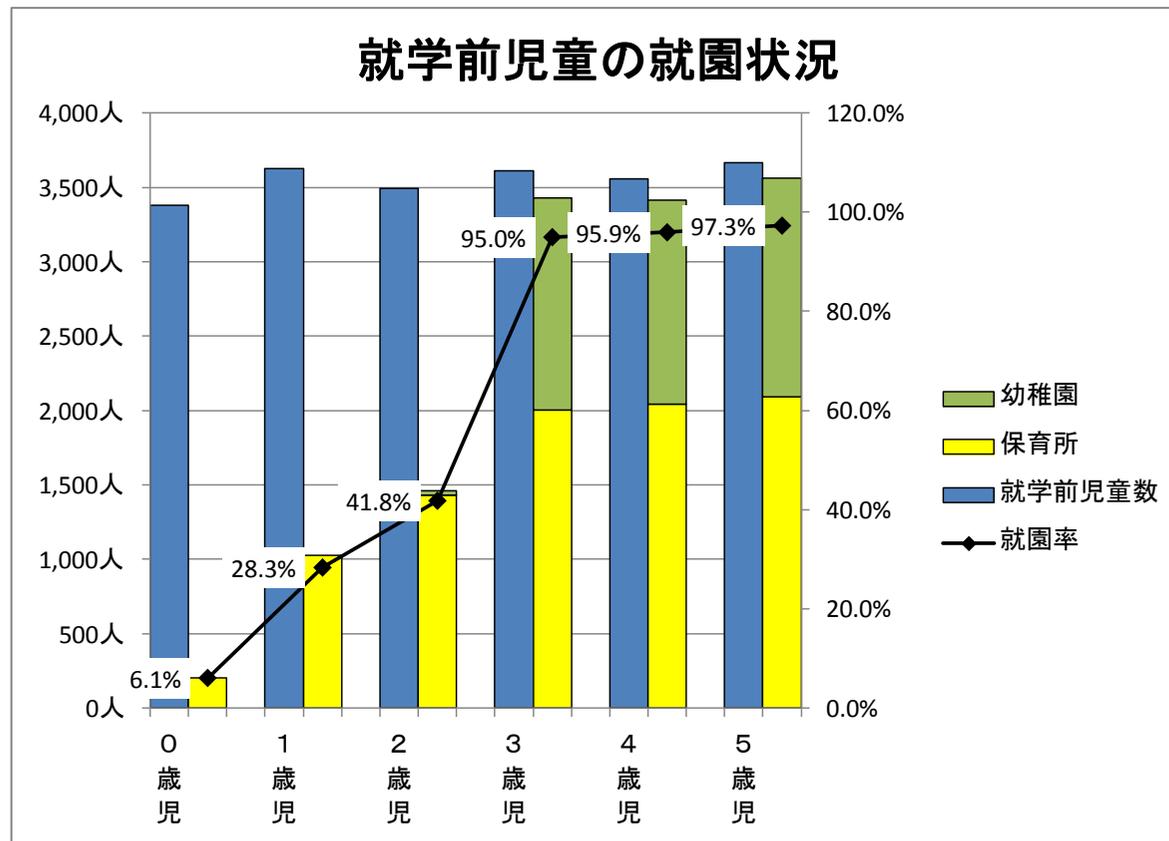
単位:人

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
幼稚園	0	0	29	1,425	1,371	1,469	4,294
保育所	205	1,028	1,432	2,002	2,043	2,094	8,804
計 ①	205	1,028	1,461	3,427	3,414	3,563	13,098
就学前児童数 ②	3,377	3,628	3,495	3,609	3,559	3,663	21,331
就園率 % ①/②	6.1%	28.3%	41.8%	95.0%	95.9%	97.3%	61.4%

幼稚園・保育所の児童数は平成25年5月1日現在

就学前児童数は平成25年4月1日現在

幼稚園の2歳児は、満3歳に達した児童で翌年度を待たずに入園をする児童のこと。いわゆる満3歳児



## 現 状

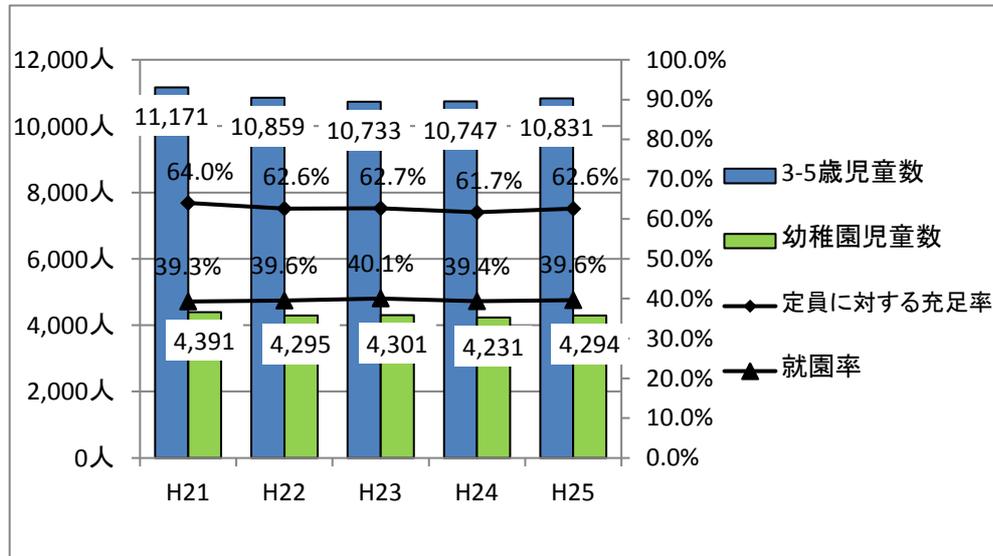
- 就学前児童のうち、3～5歳児は約96%が幼稚園又は保育所に通っています。
- 幼稚園又は保育所に通う3～5歳児のうち、約4割は幼稚園に、約6割は保育所に通っています。
- 1歳児は約28%、2歳児は約41%が保育所に通っています。

# 幼稚園の現状

## ■幼稚園の概要

所管及び根拠法令	文部科学省/学校教育法
目的	幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する
設置主体	国、地方公共団体、学校法人
認可権者	都道府県
基準	幼稚園設置基準
対象となる子ども	満3歳～就学前の幼児
財政措置	私学助成(都道府県)、幼稚園就園奨励費補助(市町村)
施設数	28園(内2園は認定こども園)

## ■児童数の推移



## ■預かり保育の実施状況

預かり保育実施園数	20園
通常保育時間前実施 (0.5～2.5時間)	8園
通常保育時間後実施 (2～4時間)	20園

その他、夏期休暇などの長期休業期間、土曜日の預かり保育を行う園もある

○幼稚園における預かり保育は、多くの幼稚園で実施されています。

## 現 状

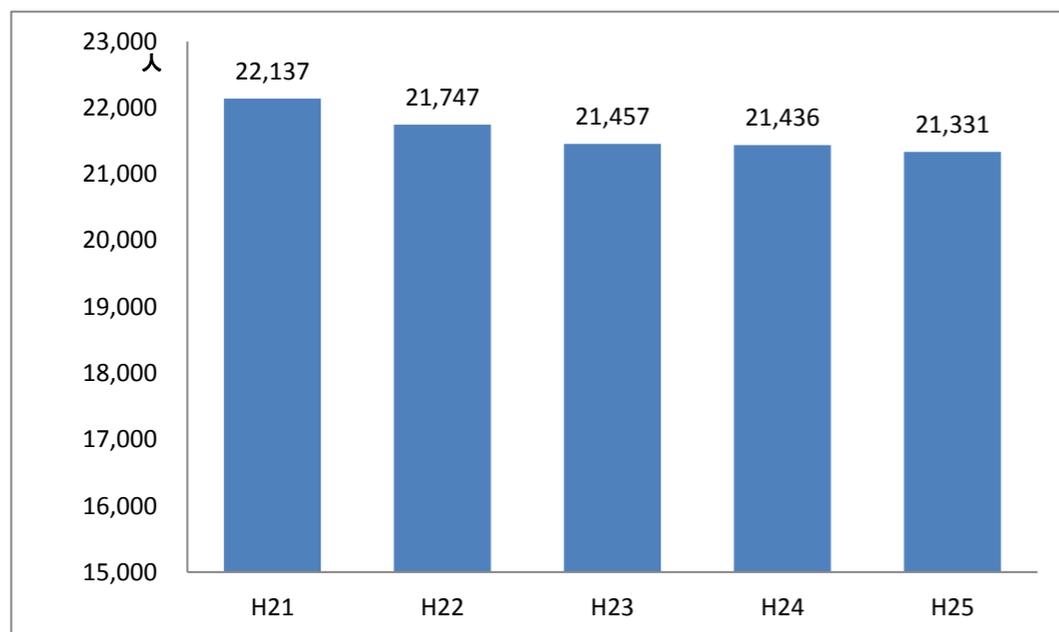
- 幼稚園の児童数は、4,300人前後を推移しています。
- 幼稚園定員6,860人に対する充足率は、約6割となっています。
- 預かり保育は、20園で実施しています。

# 保育所の現状

## ■保育所の概要

所管及び根拠法令	厚生労働省/児童福祉法
目的	日々保護者の委託を受けて保育に欠けるその乳児又は幼児を保育する
設置主体	設置主体制限なし
認可権者	都道府県知事、指定都市市長、中核市市長
基準	児童福祉施設最低基準
対象となる子ども	0歳～就学前の保育に欠ける乳幼児
財政措置	保育所運営費
施設数	57園(公立5園、私立50園、認定こども園2園)

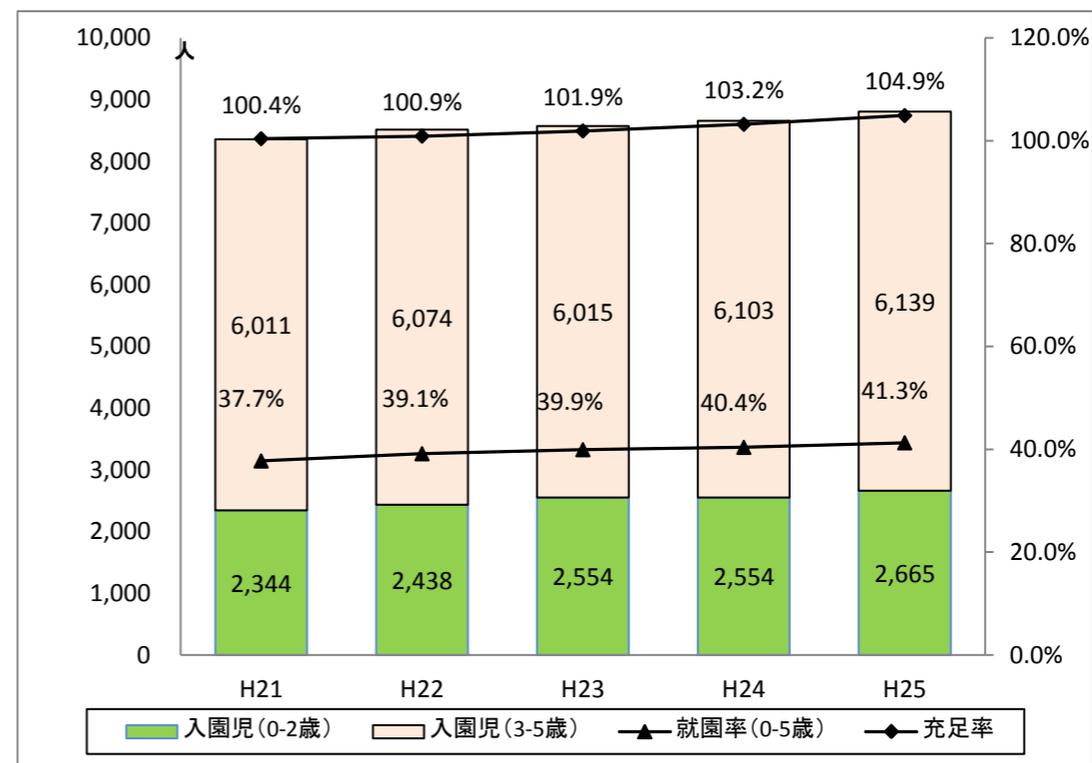
## ■就学前児童数の推移



## 現 状

- 平成22年度に、認定こども園が2園開設され、保育所の定員が120人増えました。
- 就学前児童数は減少していますが、保育所の児童数・就園率は増加しています。

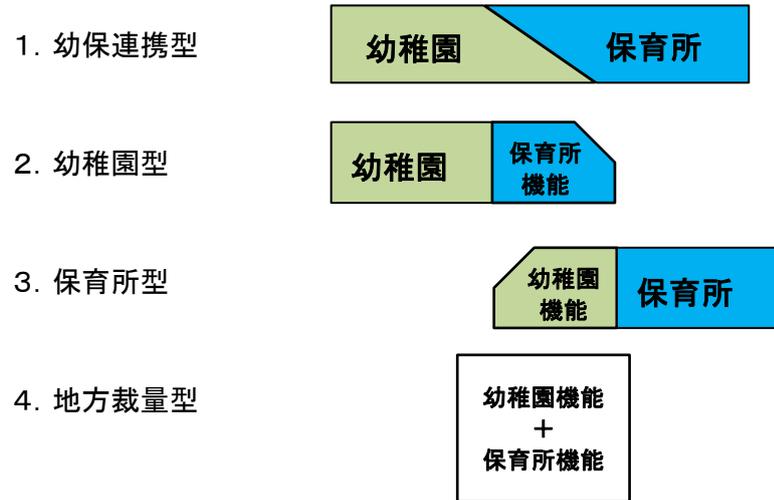
## ■保育所の児童数の推移



# 認定こども園の現状

## ■認定こども園の類型

現行制度において認定こども園は以下の4類型に分類される。

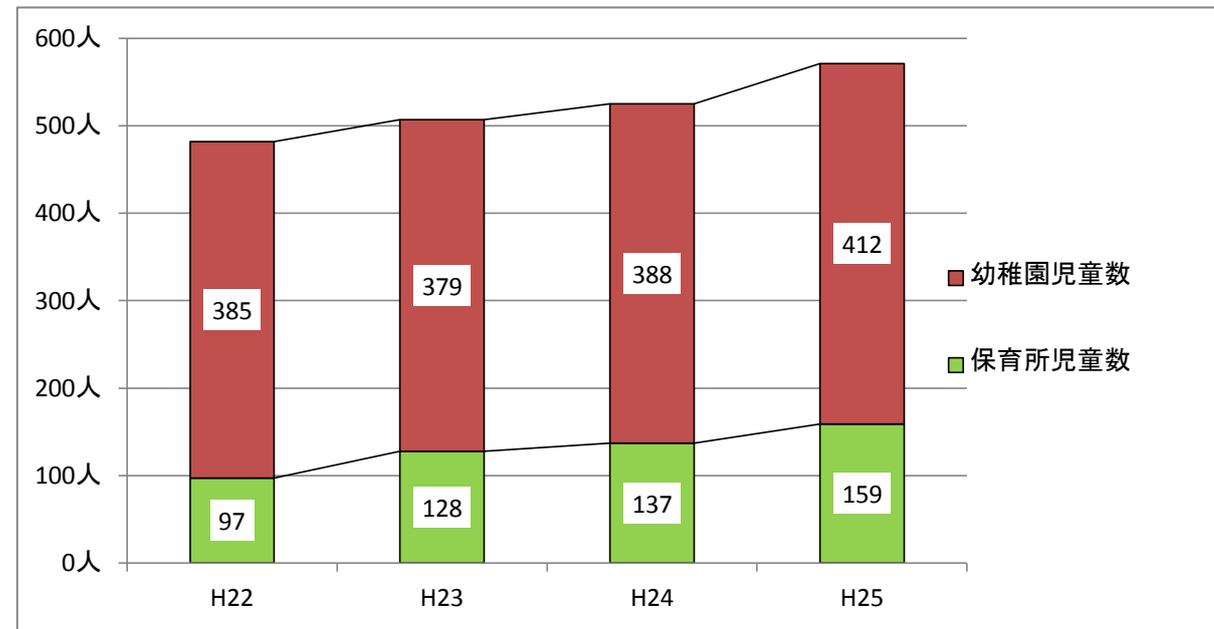


→ 豊橋市には認定こども園は2園(いずれも幼保連携型)

## ■現行制度における幼保連携型認定こども園

根拠法	【幼稚園部分】学校教育法 【保育所部分】児童福祉法 【認定こども園】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)
設置主体	【幼稚園】国、地方公共団体及び学校法人 【保育所】設置主体制限なし
認可権者	【幼稚園部分】都道府県知事 【保育所部分】都道府県知事、指定都市市長、中核市市長
認定権者	認定こども園の認定: 都道府県知事
基準	【幼稚園部分】幼稚園設置基準 【保育所部分】児童福祉施設最低基準
財政措置	【幼稚園部分】私学助成(都道府県): 経常費補助金(一般補助、預かり保育等) 特別支援教育費補助金など 就園奨励費(市町村): 保護者の授業料負担の軽減 【保育所部分】保育所運営費(市町村)
利用者負担	【幼稚園部分】施設が自由に設定 【保育所部分】市町村関与の下、施設が設定(応能負担)

## ■認定こども園の児童数の推移



## ■現行の認定こども園のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
子ども・保護者にとって	幼稚園と保育所の児童に、教育・保育を一体的に提供することができる。	なし
設置者にとって	保護者の就労状況が変化しても、継続して利用できる。	幼稚園、保育所で、認可、指導監督、会計処理が別々になっており、煩雑である。 それぞれ、職員(幼稚園教諭、保育士等)を配置し、各種施設整備(調理室の設置等)が必要になる。

# 新たな認定こども園

## ■新制度における幼保連携型認定こども園

根拠法	認定こども園法
設置主体	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人
認可権者	都道府県知事(指定都市・中核市に権限移譲あり)※指定都市・中核市が認可をする場合、都道府県知事と事前協議
基準	幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準(※未決定)
教育・保育内容	幼保連携型認定こども園保育要領(※未決定)
財政措置	施設型給付(市町村)
利用者負担	市町村が設定(応能負担)

## ■新たな幼保連携型認定こども園

### 主な改革内容

「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」を創設

- 満3歳以上児に対し、学校教育と就労時間に応じた保育を提供(満3歳未満児の受入れは任意)
- 行政からの財政措置が「施設型給付」に一本化

#### 現行制度

- ・幼稚園部分：私学助成(都道府県)  
+就園奨励費補助(市町村)
- ・保育所部分：保育所運営費(市町村)

一本化

#### 新制度

施設型給付(市町村)

- 認可手続・権限が一本化

#### 現行制度

- ・幼稚園の認可(都道府県)
- ・保育所の認可(都道府県、指定都市・中核市)
- ・認定こども園の認定(都道府県)

一本化

#### 新制度

認定こども園の認可  
(都道府県、指定都市・中核市)

※その他の類型(幼稚園型、保育所型、地方裁量型)の認定こども園の認可手続等は現行どおり

- 設置主体は、国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人のみ
- 既存の幼稚園、保育所からの移行は任意